

「(仮称)新宿区移動等円滑化促進方針」(素案)の作成 及びパブリック・コメントの実施について

平成30年に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」という。)が改正され、移動等円滑化促進方針(以下「促進方針」という。)を定めることができる制度が創設された。

これを受け、区は高齢者、障害者等の誰もが円滑な移動を確保できるよう区内のバリアフリー整備を促進するため、区全体のバリアフリー化に関する促進方針を策定することとした。策定にあたっては、高齢者や障害者、子育て世代などの当事者、学識経験者、関係事業者等からなる協議会を開催し、意見を聞いてきた。

この度、協議会での意見等を踏まえ「(仮称)新宿区移動等円滑化促進方針」(素案)を作成し、下記のとおり、パブリック・コメントを実施し、広く意見を募集する。

記

1 促進方針の概要

(1) 策定の目的

区全体のバリアフリー化に関する促進方針を策定し、全ての人が安全に、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちの実現を図ることを目的とする。

(2) 位置づけ

バリアフリー法及び国の定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、新宿区総合計画を踏まえ、ユニバーサルデザインまちづくりを推進するとともに、関連計画や条例等との整合を図り、区の総合的なバリアフリー化の方針として示すものである。

(3) 構成

- ア 移動等円滑化促進方針の策定にあたって
- イ 全体方針
- ウ 地域別方針
- エ 移動等円滑化促進方針の実現に向けて

2 パブリック・コメントの実施について

(1) 実施期間

令和3年7月15日（木）から8月15日（日）まで

(2) 周知方法

7月15日号の広報新宿及び区ホームページで周知するとともに、窓口等において関係資料を閲覧に供する。

また、高齢者や障害者、子育て世代などの当事者団体に個別説明等を行い、広く周知する。

<閲覧に供する資料>

- ・（仮称）新宿区移動等円滑化促進方針（素案）
- ・（仮称）新宿区移動等円滑化促進方針（素案）概要
- ・意見募集概要
- ・新宿区パブリック・コメント意見用紙

(3) 閲覧場所

都市計画課（本庁舎8階）、区政情報課（本庁舎3階）、区政情報センター（本庁舎1階）、特別出張所（10所）、区立図書館（10館）

(4) 意見提出方法

郵送、ファックス、窓口持参及び新宿区ホームページにおいて受付

3 今後のスケジュール（予定）

令和3年	7月14日（水）	常任委員会報告
	7月15日（木）	
	～8月15日（日）	パブリック・コメント実施
10月	中旬	第6回新宿区移動等円滑化促進方針策定協議会
10月	27日（水）	調整会議
11月	5日（金）	政策経営会議
11月	10日（水）	常任委員会報告